

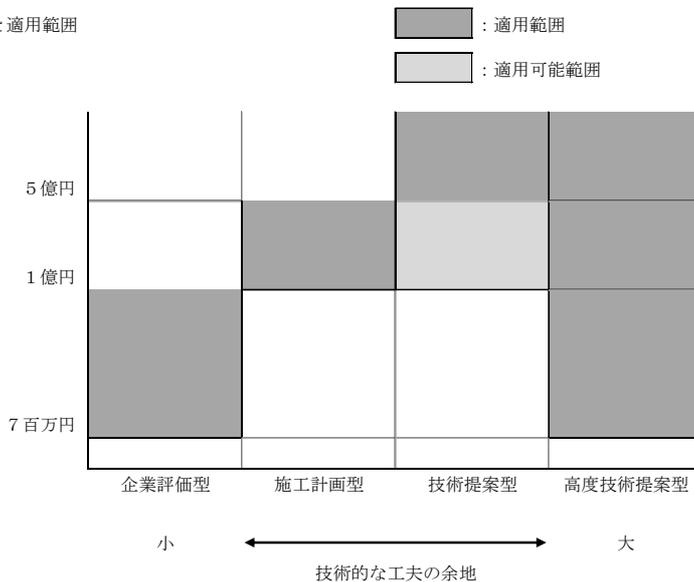
○令和8年度における総合評価方式の改正点について

企業団における総合評価制度については、平成30年度、令和元年度の2年間は、本部及び旧府中事務所は県の制度、その他の事務所は各市町の制度に準拠し運用していましたが、令和2年度、本部及び旧府中事務所で適用していた県の制度を基本として、企業団全体で統一したところです。

令和8年度総合評価方式については、「総合評価方式の手引」(以下、手引きという。)を参照願います。
 なお、主な改正点は下記のとおりです。

総合評価方式の適用区分の変更

工事規模と適用範囲



- ・施工計画型の適用価格範囲の拡大
 (旧) 1億円以上、3億円未満
 (新) 1億円以上、**5億円未満**
- ・企業評価型(通常型及び若年・女性技術者育成型)の適用価格範囲の拡大
 (旧) 5千万円未満
 (新) **1億円未満**【これに伴い、**実績評価型(5千万円以上、1億円未満)**は廃止する。】

「社会性・地理的条件(建設キャリアアップシステム(CCUS)の取組)」の評価項目の新設

「社会性・地理的条件(ISOマネジメントシステムの取組)」の評価項目の廃止